

請負者等提出書類処理基準

副管理者決定

平成 12 年 4 月 1 日

改定 平成 15 年 9 月 12 日

一部改定 平成 16 年 4 月 1 日

一部改定 平成 20 年 7 月 7 日

一部改定 平成 25 年 3 月 14 日

一部改定 平成 27 年 11 月 9 日

一部改定 平成 30 年 4 月 6 日

第 1 目的

この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合工事施行規程（平成 12 年訓令第 36 号）第 18 条の規定に基づき、請負者から提出される書類（以下「書類」という。）の様式及び処理方法を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

第 2 適用範囲

この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合が施行する工事の請負及び設計等の委託に係る書類の処理に適用する。

第 3 書類の名称及び様式

書類の名称及び様式は、別記様式のとおりとする。

第 4 処理方法

監督員は、受領した書類の内容を調査のうえ、速やかに所要の手続きをとるものとする。

2 書類の提出部数、記入上の注意その他必要な事項は、別に定める。

第 5 様式に定めのないもの

様式に定めのないものの処理方法については、原則として工事主管課長又は計画主管課長の指示によるものとする。その取扱いは第 4 に準ずる。

標準契約書に基づく工程表の様式については、任意とする。

第 6 細目

この基準の実施に必要な細目は別に定める。

(附 則)

この基準は、平成 15 年 10 月 10 日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、既に従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成 20 年 7 月 10 日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から適用する。

なお、既に契約されている請負工事等において、従前の様式で作成又は提出が完了しているものについては適用しない。

(附 則)

この基準は、平成 30 年 4 月 10 日から適用する。